秋田県第二種特定鳥獣管理計画 (第5次ニホンザル)

秋 田 県

令和4年3月

目 次

第1	管理計画の作成にあたって	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	١
1	計画策定の目的及び背景	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	l
2	管理すべき鳥獣の種類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	ı
3	計画期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	l
4	管理区域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
5	現状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
6	管理の目標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	Ś
第2	管理の施策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	7
1	管理のための地域区分	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	7
2	地域区分に基づく管理対策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	3
3	ハナレザルへの対応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1	l
第3	その他管理に必要な事項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 2	2
1	モニタリング	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 2	2
2	計画の実施休制		•	•	•					•							•		•	•	•	1 :	2

1 計画策定の目的及び背景

(1) 目的

秋田県内に生息するニホンザルについて、科学的・計画的な管理を実施することにより、 計画区域内の地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害の軽減を図り、人とニホンザル との共存を実現することを目的とする。

本計画は、秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第4次ニホンザル)が令和4年3月31日で終了するため、新たに秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第5次ニホンザル)を策定する。

(2) 背景

ニホンザルは、過去には県内のほぼ全域に生息していたとされているが、明治初期からの 漢方薬や食肉及び毛皮の採取を目的とした乱獲、大規模な生息地の改変などにより、各地で 地域個体群が絶滅した。しかしながら、白神山地域は標高の高い地域までスギ植林が進みニ ホンザルの生息適地である落葉広葉樹林が減少したため、昭和22年にいち早く禁猟措置が採 られたことからニホンザルの地域個体群は維持されていた。また、中山間地域における過疎 化・高齢化に伴う農林業従事者の減少による追い払いや追い上げ圧が極端に低くなったこと などから、ニホンザルの群れの分布は白神山地域を中心として山岳地から里地にかけて拡大 した。平成12~14年に環境省が実施した調査では、県内のニホンザルは白神山地世界遺産地 域を含む約 580 ㎢の生息面積に約 40 の集団(群れ、群れから一時分派したサブグループ、オ スのみのグループ)があり、全体で1,000~1,400頭が生息していると推定された。その後、 県内の分布域全体を対象とした調査や推定は行われていないが、集落周辺等(世界遺産地域 の外側)では、県の調査により平成24年度までに八峰町・能代市・藤里町の3市町村で19 群、平成28年度に大館市比内大葛地区で1群15頭、平成30年度に大館市田代岩野目地区で 1群11頭、令和2年度に北秋田市二本杉地区で1群40頭の群れが確認されている。これら の群れによる農林作物被害や県南地域におけるハナレザルの出没など、ニホンザルと人との 軋轢は深刻な社会問題となっている。現在、秋田県における分布の中心である白神山地域で は、世界遺産地域を中心として豊かな自然環境が保全されていることから、当該地域におけ るニホンザルの地域個体群は安定的に維持されており、本計画においては、集落周辺等に分 布している群れを中心とする管理計画としている。

2 管理すべき鳥獣の種類

県内に生息するニホンザル (Macaca fuscata 以下「サル」という。)を対象とする。

3 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画と同一期間)とし、生息状況や社会状況に変化が生じた場合、必要に応じて改定の検討を行う。

表-1 ニホンザル管理計画の変遷

名称	期間
第1次秋田県ニホンザル保護管理計画	平成18年4月1日~平成19年3月31日
第2次秋田県ニホンザル保護管理計画	平成19年4月1日~平成24年3月31日
第3次秋田県ニホンザル保護管理計画	平成24年4月1日~平成27年5月28日
秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第3次ニホンザル)	平成27年5月29日~平成29年3月31日
秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第4次ニホンザル)	平成29年4月1日~令和4年3月31日
秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第5次ニホンザル)	令和4年4月1日~令和9年3月31日

4 管理区域

国指定鳥獣保護区を除く、能代市・八峰町・藤里町・北秋田市・大館市の5市町とする。 (サルの群れの生息が確認されている地域)

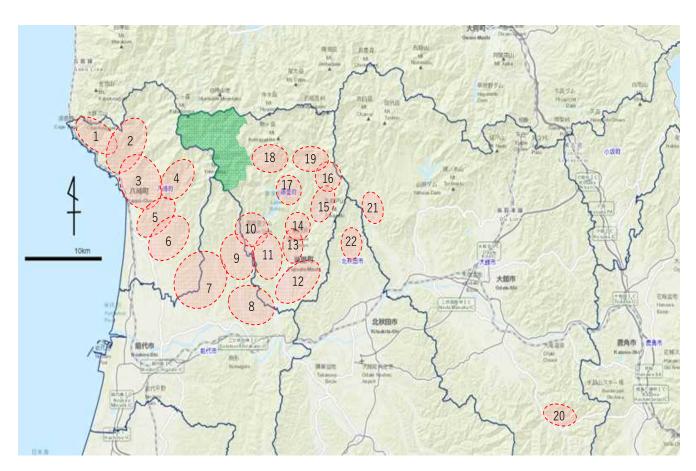
5 現状

(1) 生息状況

ア 分布の状況

白神山地世界遺産地域の外側にある集落周辺等では、県の調査により令和 2 年度まで 22 の群れを確認しており(図-1)、ここ 5 年間で群れの分布は拡大している。

なお、本調査では、計画対象地域内の群れ構成を全て把握できておらず、過年度に確認した群れの存在自体が変化している可能性があることに留意が必要である。



(c) Esri Japan | Esri Japan, Esri, HERE, Garmin, INCREMENT P, USGS, NGA

図-1 集落周辺等で確認されている群れの分布状況

※緑色部分は、白神山地世界遺産地域(秋田県側)である。

※図中の番号は、表-2の No に対応している。

イ 生息個体数の状況

平成19年度から令和2年度までに行った調査結果は表-2のとおりである。

群れ数が増加していることから、個体数も増加していることが推測されるが、近年調査を実施していない群れについては、個体数や加害レベルが変化している可能性がある。

表-2 集落周辺等で確認されている各群れの生息状況、加害レベル及び保護管理地域区分

			群れ	生息状		加害レイ	ドル調査	[□ =#: k/k =m
No	群れ名	市町村	確認 年度	実施年度	群れの サイズ (頭)	実施 年度	加害レベル	保護管理 地域区分
1	岩館・小入川群		H19	Н23	15	Н25	4	緩衝・重点
2	真瀬群		H19	Н23	31	Н25	3	緩衝·重点
3	泊川群	II de mer	H19	Н23	18	H25	4	緩衝·重点
4	水沢群	- 八峰町	H19	Н23	17	H25	0	緩衝·重点
5	大久保岱群		H19	Н29	30	H25	4	緩衝·重点
6			H23	Н23	10	_	未評価	重点
7	常磐群		H21	Н23	27	H25	3	重点
8	種梅群	能代市	H21	Н30	25	H25	3	重点
9	小滝群		H22	Н23	49	H25	3	緩衝·重点
10	粕毛群		H20	H24	20	H25	3	緩衝·重点
11	長瀞群		H23	H24	18	-	未評価	重点
12	大沢群		H21	H24	22	H25	3	重点
13	小比内群		H22	H24	23	-	未評価	重点
14	奥小比内群	**	H24	H24	5	-	未評価	緩衝·重点
15	藤琴群	藤里町	H20	H24	5	H25	3	重点
16	太良峡群		H24	H24	7	-	未評価	緩衝·重点
17	素波里群		H24	H24	7	H25	0	緩衝
18	東又沢群		H24	H24	41	H25	0	緩衝
19	黒石沢群		H24	H24	4	H25	0	緩衝
20	比内大葛群	حاد جادی ا	H28	R元	4	R元	最大4 最小2	重点
21	田代中仕田・大渕群	大館市	H30	R元	10	R元	最大3 最小2	重点
22	二本杉群	北秋田市	R2	R2	40	R2	4	緩衝·重点

[※] 生息状況や加害レベルについては直近の調査結果を示し、群れの確認年度は初めて確認された年度を示す。 なお、加害レベルの判定は表-7及び表-8、保護管理地域区分は表-6に示す。

(2) 被害状況

ア 農林業被害

県内における農林業被害は、昭和63年の旧八森町での報告をかわきりに、主に県北部 で報告されており、近年は被害面積、被害額ともに減少傾向にある(図-2、表-3)。 なお、各群れの加害レベルについては表-2のとおりであるが、各群れにおいてどの ような対策が行われて被害の減少に繋がっているのかは把握できていないことから、今 後、聞き取り調査等を行って把握していく必要がある。

被害作物は水稲・ナシ・ブドウ・ネギ・大豆・トウモロコシなどである。



図-2 県内の農林業被害の推移 (ニホンザル)

表-3 農林業被害状況の推移(面積は被害区域面積)

1 1	四 次(110)、	- PX((74 1 4)
H13	H14	H15

単位:面積(ha)、金額(万円)

年 度	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
被害面積	0.42	17. 80	135. 46	14. 16	196. 10	11. 35	11. 95
被害金額	4. 5	121.6	278. 4	57. 1	624. 4	241.5	186. 4

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
被害面積	31. 03	20. 43	27. 22	26. 95	89. 28	89. 16	84. 06
被害金額	379.8	215. 9	259. 5	318. 9	548. 9	523. 3	561.8

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
被害面積	119. 00	28. 83	19. 73	12. 32	11. 15	12.83	13. 09
被害金額	710. 5	628. 5	779. 9	769. 2	598. 6	513. 7	394. 5

年 度	E 度 H30 R元			
被害面積	9. 50	13.85	11. 47	
被害金額	357. 1	522. 0	288. 4	

管理区域の市町村別被害状況は、白神山地周辺地域の能代市、八峰町、藤里町に集中し、 大館市など新たに群れが確認されている地域においても今後、被害が増加するおそれがある (図-3)。

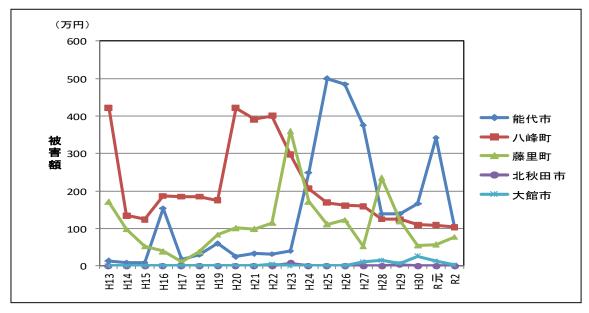


図-3 管理区域の市町村別被害額の推移

イ 人身被害

サルによる人身被害については、本計画対象地内である大館市で平成18年3月から8月にかけて7名が足をかまれるなどの被害を受けているが、その後は発生していない。

(3) 被害防除状況

県内で実施されている主な被害防除対策は、防護柵及び電気柵の設置、銃器やロケット 花火による追い上げ、追い払い等である。また、環境の整備や有害捕獲なども実施されて いるが、今後とも効果的な防除方法等の検討を行う必要がある(表-4)。

表-4 主な被害防除対策

実施主体	防除対策名	内	容
	電気柵	補助事業により設置	
能代市	防 護 柵	被害農家が各自、防護柵・防	護網を設置
八峰町	追い上げ	鳥獣被害対策実施隊による銃殺	器を用いた追い上げ
藤里町	追い払い	被害農家がロケット花火等に、	より追い払いを実施
	環境整備	放任果樹等の撤去及び雑木林の	の刈り払い
	有害鳥獣捕獲	箱わな(檻)・銃器による捕	獲
	協議会開催	被害農家、自治会、鳥獣被害	対策実施隊、県(振興局)等
	モニタリング	テレメトリー調査、群れや個化	体数等の調査
秋田県	環境整備	スギ人工林を広葉樹との混交	林へ誘導
		市町村への環境整備等に関する	る指導

(4) 捕獲状況

サルによる農林業被害が増加したことから、追い上げ・追い払い、農地管理及び森林整備などを実施しても被害を防止できない場合、有害鳥獣捕獲が出来るよう平成20年8月に「秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」を改正し、有害鳥獣捕獲の対象とした。要領の改正直後は高い捕獲数が続いたが、ここ数年は減少傾向にある(表-5)。

表-5 管理区域の市町村別捕獲数

(単位:頭)

年度 市町村	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2
能代市		9	41	25	19	14	13	15	13	16	7	9	5
藤里町	10	19	7	12	26	12	18	22	10	23	9	4	12
八峰町	27	78	48	100	86	51	84	74	69	51	51	79	39
大館市			2						1	5	7	3	3
北秋田市				1									

6 管理の目標

本計画対象地域内に生息するサルは、森林生態系の重要な構成要素であると位置づけ、その地域個体群の安定的な維持と中山間地域における農林業被害の軽減を目標とする。

(1) 個体群の安定的な維持

【指標】

・群れ数とその分布

【5年後の目標】

・白神山地世界遺産地域にいる複数の群れや、農林業被害等がない群れの連続性を安定 的に維持する。

(2) 農林業被害の軽減

【指標】

・被害面積、被害金額、人身事故件数及び人数、加害レベル

【5年後の目標】

·被害面積 10 ha以下

(過去5年平均被害面積:11 ha、目標設定:約1割減)

・被害額 375 万円以下

(過去5年平均被害額:415万円、目標設定:約1割減)

- ・人身事故件数ゼロ
- ・加害レベル3以上の群れゼロ

第2 管理の施策

サルの管理は、群れごとの加害レベル判定に基づく個体群管理、電気柵の設置や追い上げ・追い払いなどの被害防除対策の実施、広葉樹林化の推進などによる生息環境管理の三方策を推進するほか、各種農林業施策や自然環境保全施策と連携した中・長期的かつ総合的な観点から生態系の健全性の回復を図ることでサルの生息環境の維持保全を図る。

農作物の被害防除については、農耕地やその周辺地域を一体的にとらえ、複数の方法を組み合わせて実施する。また、サルの個体群管理については、群れでの管理を基本に加害群を特定し、その加害レベルや行動域、群れの個体数等の現況を把握した上で、群れごとに目標を明確にした捕獲(加害個体の捕獲、群れの規模の管理)を行うこととする。

なお、サルの群れの個体数が増えて分裂すると新たな加害群が生まれ、加害地域が広がる おそれがある。また、群れの分裂は、捕獲など人為的な圧力をかけた場合に起きることもあ るため、群れが分裂した時に対処ができるよう捕獲と平行して群れのモニタリングも行って いく。

これらの対策を効果的に実施するには、地域住民への意識啓発に加え、指導・普及体制の整備や人材育成を行うとともに、行政・住民・ボランティア等の役割分担を明確化し、防除対象地域の地形や気象条件等を考慮しつつ、社会的合意を得ながら行う必要がある。

1 管理のための地域区分

管理に当たっては、サルの生物学的特性や地域社会の特性を考慮しつつ、地域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減を図るため、次のようなゾーニングに基づいた保護管理を実施する(表-6)。

表-6 保護管理のゾーニング

地域	設定区域	地域特性	保護管理対策
区分			
ニホン	国指定白神山地鳥獣保護区	原生的な森林生態系	原則として自然の推移に委ねる
ザル保	白神山地世界遺産地域	の保全地域	
護地域	(国自然環境保全地域)		
ニホン	ニホンザル保護地域と	被害発生原因を除去	野生動物の食物資源となる環境
ザル緩	ニホンザル重点防除地	するための環境整備	の回復(人工林の間伐、混交林化等)
衝地域	域を除く地域	対策を行う地域	
ニホン	農耕地、住居地等及び農	農地内及び周辺にお	・野生動物の食物資源を低減させる
ザル重	耕地から1km以内の森	ける直接的な被害防	環境の整備(作物管理、網・柵の設置、
点 防 除	林	止対策と農地管理対	低木の伐採等)
地域		策を行う地域	・加害レベル判定に基づく個体群
			管理

2 地域区分に基づく管理対策

(1) ニホンザル保護地域

白神山地世界遺産地域(国自然環境保全地域)を含む国指定白神山地鳥獣保護区であり、 原則として自然の推移に委ねるものとする。

(2) ニホンザル緩衝地域:環境整備

針葉樹林の針広混交林化への誘導や間伐等による下層植生の回復を図るなど、長期的視野に立ちサルにとって良好な生息環境の創出を図る。

なお、こうした取組は、サル以外の動物被害の解消にも有効と考えられる。

(3) ニホンザル重点防除地域

ア 水際での被害防除

【農地管理】

被害対策としての農地管理には、放任果樹等の伐採整理、サルの好まない作物の選定 や作付け場所の変更、農地を柵で囲うなど様々な防除対策があり、これらは除草や病害 虫防除対策などの作業と同様に、農作業の一環として持続的に行われることが望ましい。 また、電気柵などを設置する場合には、場所の条件にあった効果的な素材や設置方法 の選定、科学的・計画的なメンテナンスの実施が重要であり、このような一連の対策は、 サル以外の動物から農作物を守るためにも有効である。

【追い上げ・追い払い】

追い上げや追い払いは、主に耕作地に現れるサルに対して行われる防除方法で、パチンコやロケット花火などのほか、鳥獣被害対策実施隊による散弾銃を使用した実弾での追い上げも行われている。なお、実弾の使用は危険が伴うことから、実施体制の整備を行うとともに、実施後の追い上げ効果についても検証することとする。

こうした対策を効果的なものとするため、食害の可能性のある農地を定期的に見まわるほか、各種調査事業等で捕獲したサルには、群れの位置を特定するためできる限り発信器を装着させて放獣する。

【農地周辺の森林整備】

農地の周辺には、落葉広葉樹林とスギ人工林が混在している所が多く、サルの採餌や休息の適地となっており、サルが農地に出没しやすい状況を作っていると考えられる。 このため、スギ人工林の枝払いや間伐等の管理を行い、林内の見通しを良くすることや、 農地周辺の低木の伐採や下草の刈り払いなどを行う必要がある。

こうした対策は、サルの発見を容易にし、追い払われたサルはより遠くまで逃走しなければならなくなるため、心理的にも農地に出にくくなる。

これらの対策を効果的なものとするためには、農地及び地域全体を視野に入れた計画を立て、かつ継続的に実施する必要がある。

【単年度ごとの評価】

- ・被害防除策を実施する農家数の増
- ・電気柵を設置する農家数又は圃場の増
- 被害額、被害面積の減少(対前年比)
- ・電気柵に関する勉強会の開催 (年1回程度)

イ 捕獲を伴う個体群管理

捕獲による被害対策は全国各地で行われており、本県では平成20年度から実施している。捕獲で群れが弱体化することで他の群れが新たに侵入したり、駆除された群れの個体数が回復して駆除前より増加し、被害がさらに拡大する場合があるなどの報告がある。しかしながら、被害農家の立場で考えると、早期に被害原因の排除が必要であり、その遅れが生活の糧の減少に直結する。このため、農林業被害等を発生させる加害群に対して様々な対策を実施したにもかかわらず被害が軽減しない場合には、群れの加害レベル判定に基づいて、銃器や箱わなを用いた捕獲・捕殺等による個体群管理を実施する。

【群れの加害レベルの判定】

加害レベルの判定は、群れの出没頻度、出没規模、人への反応、集落への加害状況、 生活環境被害のそれぞれについて、現地調査、アンケート調査、専門家によるチェック のいずれか、あるいは複数の方法を用いて、判定項目(表 - 7)を参照し各指標のポイ ントを算定する。そのポイントを合計した値を表 - 8 に照らし合わせて、群れの加害レ ベルとする。

表-7 加害レベル判定項目

ポイント判定項目	0	1	2	3	4
出没頻度	山奥にいるため見かけ ない		通年、週に1回程度どこ かの集落で見かける		通年、ほぼ毎日どこか の集落でみかける
平均的な 出没規模	群れは山から出てこな い	2、3頭程度の出没が多い	10頭未満の出没が多い	10~20頭程度の出没が 多い	20頭以上の出没が多い
人への反応	遠くにいても、人の姿 を見るだけで逃げる	15度く だしきて まこんがった 一	いが、20m以内までは近		追い払っても逃げな い、または人に近づい て威嚇するサルがいる
集落への加害状況	被害作物はない	軽微な被害を受けてい る集落がある	大きな被害を受けてい る集落がある	甚大な被害を受けてい る集落がある	甚大な被害を受けてい る集落が3集落以上ある
生活被害	被害なし	宅地周辺で見かける。	庭先に来る、屋根に登る	器物を破壊する	住居侵入が常態化

表-8 加害レベル判定表

加害レベル	合計ポイント	群れの生息場所、出没頻度、出没規模、被害内容	
レベル 0	0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。	
レベル 1	1 ~ 2	サルの群れは人里近くに生息しており、集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。	
レベル 2	3 ~ 7	サルの群れは人里近くに生息しており、出没は季節的で農作物の被害はあるが、 耕作地に群れ全体が出てくることはない。	
レベル 3	8~12	サルの群れは人里近くに生息しており、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、 農作物に被害を出している。	
レベル 4	13~17	サルの群れは集落付近に生息しており、群れ全体が通年耕作地の近くに出没し、 常時被害がある。まれに生活被害が発生する。	
レベル 5	18~20	サルの群れは集落付近に生息しており、群れ全体で通年・頻繁に出没している。 生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。 人馴れが進んでいるため被害対策の効果が少ない。	

【加害レベルに応じた個体群管理方法】

個体群の管理に当たっては、各群れの加害レベルのほか、群れを構成する個体数(群れサイズ)、群れの配置状況(群れの分布が連続しているか、孤立しているか)を考慮して、「加害個体除去」、「加害群の個体数調整」、「加害群の除去」の管理方法を使い分けて捕獲を実施する。

管理の目標とする群れサイズに関しては、八峰町に生息する6集団について集団個体数を調査した結果、平均個体数は23.75頭であったことと、本計画においてサルの生息個体数を推定する際に集団構成頭数を25~35頭と仮定していることから、24頭以下を「群れサイズ小」、25頭以上を「群れサイズ大」とする。なお、群れサイズの目標数値については、今後も現地調査などで知見を集積し、追い払い等の被害防除対策のしやすさや群れの分裂の可能性等を考慮した上で、適宜見直しを行っていくものとする。

〇 管理方法 (捕獲オプション)

【加害個体除去】 (選択捕獲)

群れの存続を前提としており、農作物被害を主導する個体あるいは人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を現地調査等により識別し、 選択的に捕獲する。

【加害群の個体数調整】(部分捕獲)

群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、次の条件を満たす場合に、加害群個体数の抑制又は加害度が高い個体の除去を目的に、群れの一部を捕獲する。

- ・被害防除と生息環境管理が実施されていること。
- 捕獲後のモニタリング体制が整っていること。

【加害群除去】 (群れ捕獲)

加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実施しても被害が軽減しない群れについては、次の条件を満たす場合に、群れの全個体の捕獲を検討する。なお、加害群除去においては、地域個体群及び遺伝的多様性の維持に配慮することとする。

- ・対象としている群れがテレメトリー調査等により明確に識別できていること。
- ・被害防除と生息環境管理が徹底されていること。
- ・実施可能な捕獲計画であること。
- ・捕獲後のモニタリング体制が整っていること。

加害群除去を実施するにあたっては、仮に失敗すれば逆に被害対策がより困難になったり、被害の拡散を招く危険性もあることから、十分な事前調査を行って、その必要性や実効性について検討する。

〇 管理方法(捕獲オプション)の選択条件

原則として、表-9に示す手順に従って個体群の管理方法を選択する。 なお、選択に当たっては、前項で示した前提条件を満たしていることが必要である

表-9 管理方法(捕獲オプション)の選択条件

加害レベル	群れ配置	群れサイズ	管理方法 (捕獲オプション)	備考
0	_	_	捕獲は実施しない。耕作地、集落 に出没しないか動向を把握する。	追い払い等の初期対応を 実施し、加害レベルを上 げないことが重要
1	_	_	原則、捕獲は実施しない。被害防 除対策に努める。	
2	_	小	必要に応じて選択捕獲	
		大	部分捕獲	
3~4	_	小	選択捕獲	
		大	部分捕獲	
5	孤立	小	選択捕獲	
		大	部分捕獲	
	連続	小	群れ捕獲	
		大	部分捕獲 / 群れ捕獲	

〇 捕獲方法

加害群(個体)を特定して捕獲を行う。そのため、群れ(個体)の識別が可能な銃器による捕獲を原則とするが、法律等により銃器の使用が制限されている場所においては、箱わなによる捕獲を行う。また、適切な被害防除と生息環境管理、個体群管理を行っているにもかかわらず、被害が継続して発生する地域では、県と協議し、箱わなによる捕獲を行うことができるものとする。

なお、非加害群や加害レベルの低い群れを捕獲するおそれがあるため、山林や被 害の発生していない農地では、箱わなによる捕獲を行わない。

「加害群除去」(群れ捕獲)の場合を除き、箱わなを設置する際は目的数以上の捕獲を行わないよう小型の箱わなの使用を原則とする。

〇 捕獲後の対応

箱わなにより捕獲した個体は、銃器又は深麻酔等により、できる限り苦痛を与えない方法で殺処分し、実験動物としての利用はしない。銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく、焼却等により適切に処分する。また、捕獲個体については記録を残すとともに、捕獲個体がいた群れの動向や被害の変動についてモニタリング調査を実施し、今後の保護管理のための資料として活用できるようにする。

【単年度ごとの評価】

- ・加害群の群れサイズの縮小
- ・加害群の合計ポイントの低下
- ・被害額、被害面積の減少(対前年比)

3 ハナレザルへの対応

ハナレザルは、メス中心の群れから離れたオスの単独又は数頭の集団であり、既存の生息 地域から遠く離れて移動することがあるため、野生ザルの習性に不慣れな地域では、大きな 問題となる傾向がある。ハナレザルが出没した場合、出没地域の住民に対して餌付け行為の 禁止、誘引物の管理、追い払い等の指導を行う。追い払い等を行っても集落や住宅地から移 動しない場合や、人を威嚇したり民家に侵入するなど人身被害が発生する可能性が高い場合 は、箱わななどを使って適切に捕獲する。捕獲後の対応については、原則として放獣を行わ ないが、管理下において十分に検討して適切に処理する。

第3 その他管理に必要な事項

1 モニタリング

生息地の変化や個体数の増減などがサルによる被害に大きな影響を与えることから、計画をより実効性の高いものにするため、サルの生息状況や被害状況などについて継続的にモニタリングを行い、その結果を管理計画にフィードバックする。

(1) 役割分担

県は、管理計画を策定し、生息状況や被害状況について地域個体群全体を対象としたモニタリングを行い、計画の評価、検証、変更を行うものとする。その際は、生息地が連続している青森県と情報交換を図りながら進めるものとする。

市町村は、被害防除対策の実施主体であり、防除対策及び加害レベルに応じた個体群管理を行うものとする。

(2) モニタリングの調査頻度

モニタリングは、その目的や内容に応じて調査頻度が異なり、管理計画の計画期間と連動するものと、計画期間と連動せずに単年度で実施するものとに分けられる。地域個体群全体を対象としたモニタリングは、現行計画の見直しや次期計画を策定するために実施されるため、管理計画の計画期間と連動するものである。分布域や生息個体数の動向を把握する調査は随時行うが、その結果のとりまとめと解析は、概ね5年ごとに行うものとする。

(3) モニタリングの内容

ア 県及び市町村が行うモニタリング

○ 地域個体群の生息域の動向調査

【個体群の分布域】

アンケート、聞き取り及び現地調査により、加害群の分布及び奥地での群れの分布状況等を調査する。

【生息個体数及び群れの構成】

直接観測や痕跡調査等の現地調査により、生息個体数や群れの構成を調査する。

【地域個体群の加害レベルの把握】

確認されている群れごとに、加害レベルの状況と変化を把握する。

【捕獲状況の把握】

捕獲調書により捕獲数を把握するほか、捕獲個体の雌雄比、年齢構成などをモニタリングし、群れ管理の進捗状況を把握する。

【アンケート調査】

住民の被害意識や防除意識等の把握のため、アンケート調査を実施する。

〇 全県的な被害の動向

農林担当部局で実施している被害調査資料を基に、被害の動向を把握する。

イ その他

サルの保護管理を行う上で、新たに必要となる事項が発生した場合は、実施主体、方法、頻度などを検討し、可能な範囲でモニタリングを行う。

2 計画の実施体制

幅広い合意形成を図るため、県、市町村、農業団体等の関係機関、被害農家、地域住民などで協議するものとする。

(1) 県の役割

- ・管理計画の策定、見直しを行う。
- ・市町村の被害防止計画の申請時には、助言・指導及び承認の検討を行う。
- ・防除や捕獲が適切かつ効果的に行われるよう、市町村へ指導を行う。
- ・鳥獣担当部局が中心となり、農林担当部局などとの調整を図り、連携のとれた総合的な 施策として管理計画を推進する。
- ・モニタリングとその分析・評価を行う。
- 管理体制の整備を行う。
- ・調査結果なども含め、サル対策の普及啓発を図る。

(2) 市町村の役割

- ・被害防除対策の主体であり、各種の対策を実施する。
- ・被害農家などへ指導・助言を行う。
- ・各被害防除対策を実施しても被害軽減の効果が得られない場合は、管理計画に沿った市 町村管理実施計画を策定して実行する。
- ・市町村被害防止計画を実行するに当たっては、各被害防除対策が有効に機能するように 適切な措置をとるほか、県と連携して広域的な実施体制の整備を図る。

(3) 野生鳥獣保護管理対策検討委員会の役割

学識経験者や関係団体等で構成する野生鳥獣保護管理対策検討委員会は、本計画を推進するため、以下の役割を担うものとする。

- ・計画の評価
- ・関係施策についての必要な検討及び助言
- ・モニタリング結果の評価、分析等に対する助言

(4) 農家、地域住民の役割

農家、地域住民は、市町村や農業団体等と連携して、サルを農地や住宅地に誘引しない地域づくりに努める。

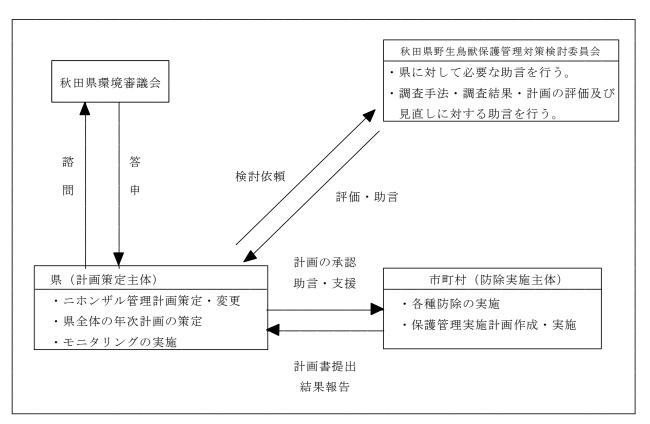


図-4 ニホンザル保護管理計画実施体制

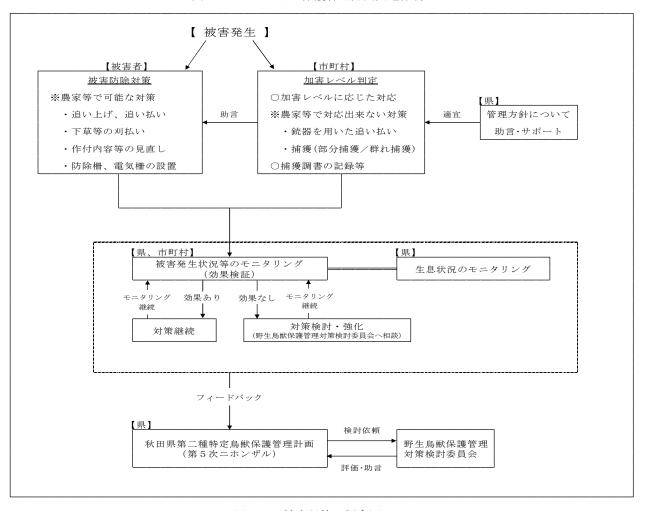


図-5 被害対策の概念図